

中小会計要領の集中普及期間の 成果と今後のアクションプラン

平成27年6月

中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ

目次

<u>1. 集中普及期間の成果</u>	
(1) これまでの取り組み	1
(2) 普及状況	
① 中小企業基本実態調査	1
② 中小会計要領の普及実態アンケート	2
③ TKCにおける普及状況	2
④ 会計ソフトの普及状況	3
⑤ 税理士に対する中小会計要領の普及実態に関するアンケート	3
(3) 追加調査	
① 税理士に対する追加調査	
i. 認識ギャップの理由	4
ii. ギャップを埋める必要性	4
iii. ギャップを埋める方策	4
iv. 中小会計要領と中小指針との関係	5
v. 業種間のバラツキ	5
vi. 会計を理解・導入しようとならない理由	5
vii. 会計導入を促すメリット	5
viii. 会計ソフトは会計の理解・導入に役立つか	6
② 未導入中小企業（中小会計要領を知らない）に対する追加調査	
i. 調査対象	6
ii. 経営課題の有無	6
iii. 中小会計要領の導入の可否	6
③ 未導入中小企業（中小会計要領を知っている）に対する追加調査	
i. 調査対象	7
ii. 経営課題の有無	7
iii. 中小会計要領の導入の可否	7
<u>2. これまでの取り組みの評価と今後の対応</u>	
(1) 更なる普及の拡大	9
(2) 活用の高度化に向けた取り組み	9
<u>3. 今後3年間（27～29年度）のアクションプラン</u>	
(1) 更なる普及の拡大	
① 経営者に直接、働きかける（自覚を促す）	
i. 普及が困難な層への対応	11
ii. 効率的な普及が見込まれる層への対応	12
iii. 若い世代への浸透	13
② 間接的に働きかける（外部から接触）	14
(2) 活用の高度化に向けた取り組み	
① 経営者に直接、働きかける（自覚を促す）	
i. 経営者が数字で経営を語れるための取り組み	15
② 間接的に働きかける（外部から接触）	
i. 経営者が数字で経営を語れるための取り組み	16
ii. 会計専門家による適切なアドバイスを支援する取り組み	16
(3) 効果測定（定点観測）及び取組のフォローアップ	16

中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン

1. 集中普及期間の成果

(1) これまでの取り組み

平成24年2月に中小会計要領を公表し、以降3年間を集中広報・普及期間と位置付け、国、関係団体が普及・活用促進に取り組んできた。

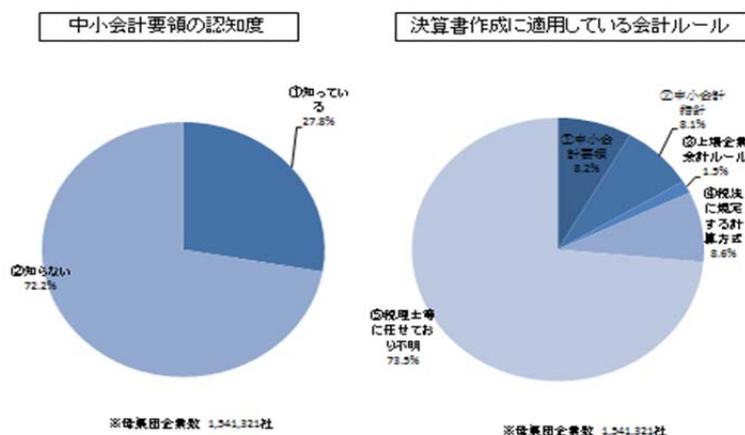
これまで、延べ128万者の中小企業等関係者に対して、パンフレットやベストプラクティス集の配布、セミナー・講習会の開催、金利優遇制度の創設等を通じ、普及策を講じてきた。

これまで実施した広報・普及策	
①リーフレット、パンフレット等による広報	
リーフレット	48万部
パンフレット	51万部
ポスター	3万部
事例集	5万部
合計	107万部
②セミナー、研修等	
2,300回	8万人受講
③会計割引等	
会計割引、利子低減	8万社利用
④Web等による広報	
ミラサポ、メールマガジン	5万人閲覧(送信)

(2) 普及状況

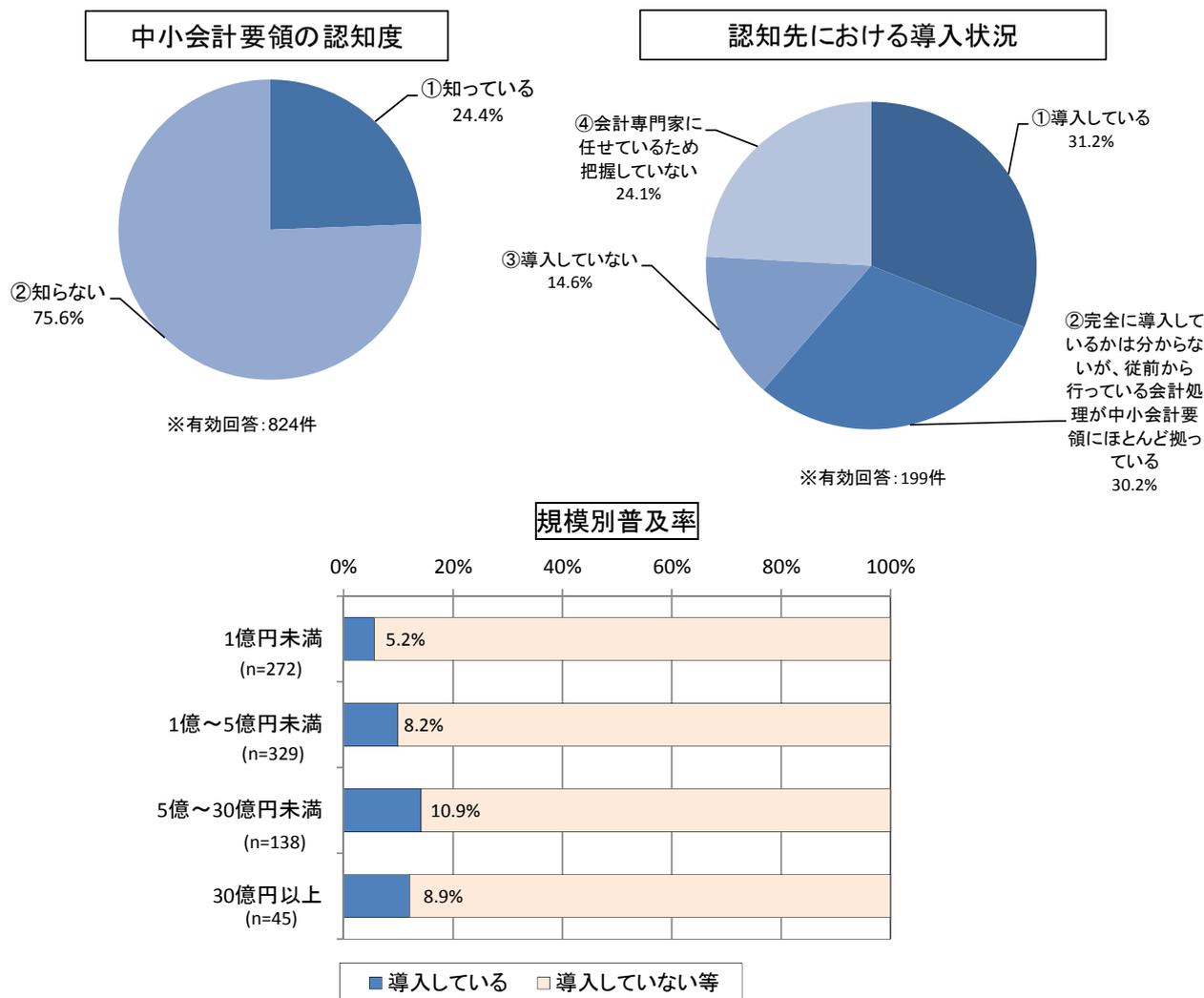
①中小企業基本実態調査

平成26年7月に公表した中小企業基本実態調査によれば、中小会計要領の普及率は約1割となっている。



② 中小会計要領の普及実態アンケート（財務課調べ）

平成27年1月に中小企業に対して実施したアンケート結果によれば、中小会計要領を「知っている」中小企業は約2割、そのうち導入している先は約3割であった（中小企業全体の1割程度）。なお、普及率は概ね売上規模に応じて高くなっている。



③ TKCにおける普及状況

TKCが提供するサービスの利用者（約50万社）のうち、中小会計要領等の導入企業数は、約18万社（普及率36%）。

④会計ソフトの普及状況

業界団体である「税務システム連絡協議会」によれば、平成元年の消費税導入を機に会計ソフトが普及しはじめ、足下における中小企業への普及率は7～8割（ただし、同協議会は、業界シェアを100%カバーしていない。）。

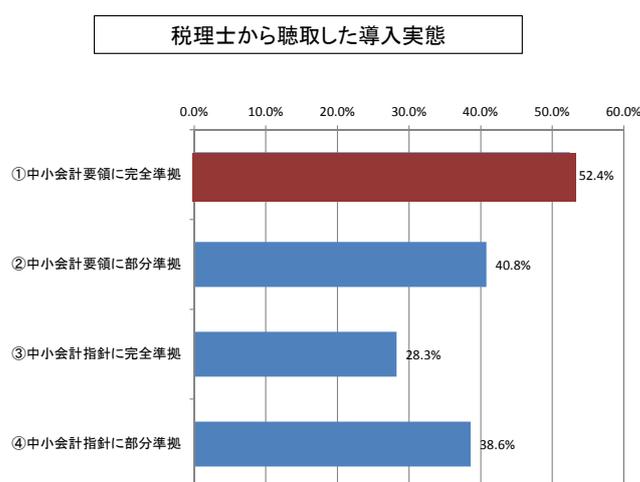
また、平成27年1月に中小企業に対して実施したアンケート結果によれば、約6割の中小企業が経理事務の状況について、「自社の会計ソフト等に入力しており、定期的に会計専門家のチェックを受けている」と回答している。

⑤税理士に対する中小会計要領の普及実態に関するアンケート（財務課調べ）

平成27年1月に税理士に対して実施したアンケート結果によれば、税理士・税理士法人の顧問先において、中小会計要領に完全準拠している企業は概ね5割となっている。

他方、中小企業において、中小会計要領を導入しているとの回答は約1割となっており、中小企業の認識と適用実態との間には大幅な乖離が生じているという別の問題もあることがわかった。

また、中小会計要領の普及状況を業種や事業規模、会計処理等の切り口で見ると、事業規模の大きさ、会計処理の高度化に比例して、導入率が高くなっていることが認められるものの、業種については導入割合にバラツキが見られた。



※有効回答：723件

(3) 追加調査

平成27年3月4日開催した検討会ワーキンググループにおいて、中小企業と税理士との間の認識ギャップの発生原因、税理士の中小会計要領と中小指針に関する認識、業種間普及率のバラツキ等に追加調査が必要であるとの意見を受け、無作為にサンプリングした50社の税理士・税理士法人及び127社の中小企業に対する追加調査を実施した。

①税理士に対する追加調査

i. 認識ギャップの理由

税理士を対象に行った追加ヒアリング調査によれば、認識ギャップの多くは、税理士が経営者側に会計情報を提供していないため生じていることが窺えるが、背景には、経営者の会計への関心の低さが存在するという意見がみられた。とりわけ、金融借入がなく、利害関係者も少ない企業にとって、会計は専門家に任せきりの遠い存在となっている（知る必要性を感じていない）とする意見がみられた。

ii. ギャップを埋める必要性

税理士の62.5%が「ギャップを埋める必要がある」として、「経営を向上させるためには会計の理解が必要」、「経営判断の材料として情報を提供するのには税理士の責務」との意見が多くを占めた。

他方、「必要がない」とする意見（37.5%）の中にも、「税理士が顧問としての役割を果たす」という役割分担論が見られ、ギャップの有無に関わらず、会計を活用した経営については、概ね多くの税理士は肯定的である。

iii. ギャップを埋める方策

会計自体に関心を持つ経営者が少ないため、会計学を教えるのではなく、経営に直ちに役立つノウハウや導入の具体的なメリットを伝える方法や、決算書から経営課題を抽出し改善する具体的な方法を提起するなどの「経営コンサルスタイル」の方が、ギャップを埋めるために有効との意見が多くを占めた。

また、事業者にとって影響力の強い金融機関側から、中小会計要領に沿った会計処理を事業者に働きかけることを提案する意見もみられた。

iv. 中小会計要領と中小指針との関係

87. 5%の税理士が「中小指針が中小会計要領を包含している」と回答しており、両会計の違いを時価・簿価の取り扱いや国際基準との関係ではなく、会計処理の難易度や数値適用の厳格性等の違いと捉えている実態がみられた。そもそも両会計の細部にこだわっている税理士はあまり多くない。

v. 業種間のバラツキ(サービス業、卸・小売業(高い)、製造業(低い))

業歴の長い中小企業ほど会計に対する意識が低く、この結果、サービス業よりも製造業の導入率が低くなっているとの意見がみられたほか、製造業の方がサービス業に比べ、処理項目が多いことから、煩雑さが嫌われ、相対的に導入率が低くなっているとの意見もみられた。

他方、業種別のバラツキというよりも、顧問税理士の姿勢により、こうした違いが生じていると指摘する意見もみられた。

vi. 会計を理解・導入しようとししない理由

会計に対する経営者の意識・関心の低さ(「経理は利益を生まない」)や、会計に時間・コストをかけられない組織上の制約を指摘する意見がみられた。

一方、経営センスやビジネスモデルから、会計を導入しなくても経営が上手く回っている事例や、堅実な企業や借り入れがない企業、利害関係者が少ない企業は、会計を導入する動機がないという必要性の問題をあげる意見もみられた。

vii. 会計導入を促すメリット

会計を導入するメリットとして「経営への有効活用」、「迅速な経営判断」をあげる意見がみられた一方、導入のきっかけとして、実利的な恩典(金融機関の評価が向上、税の優遇、表彰制度等)がなければ、(元々意識の低い)経営者は動かないという意見も多くみられた。

viii. 会計ソフトは会計の理解・導入に役立つか

会計ソフトは、会計の理解・導入の契機となりうるが、使う側の意識によってどのようにでもなるという意見が多数を占めている。

また、会計ソフトによって算出された経営分析指標等を経営者に分かるように伝えることが大切であり、税理士がその役割を担っている、との意見も多い。

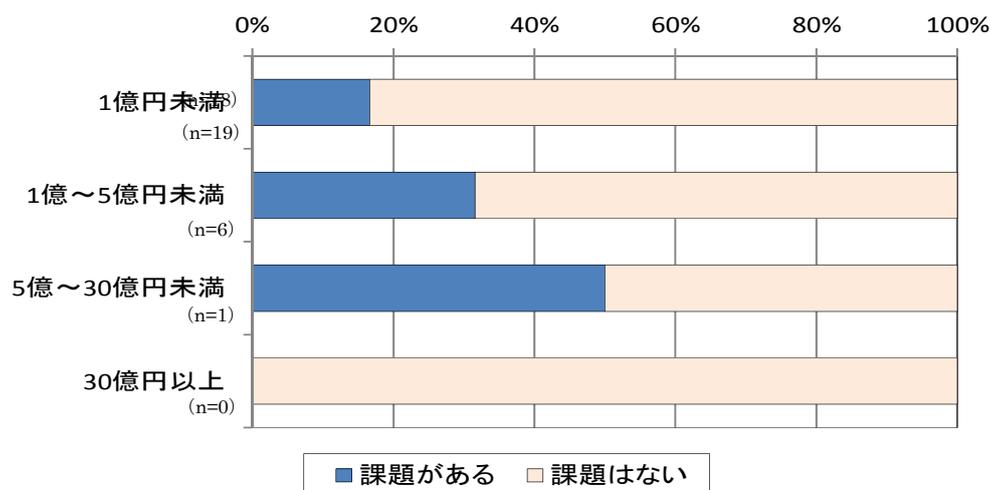
②未導入中小企業（中小会計要領を知らない）に対する追加調査

i. 調査対象

中小会計要領を知らないと答えた中小企業（75.6%）。

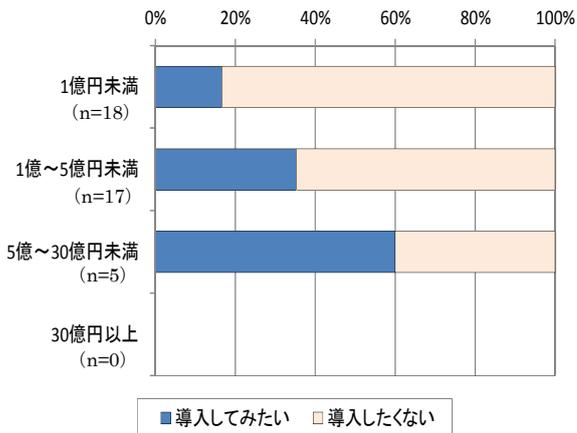
ii. 経営課題の有無

経営課題がある企業は、売上高1億円未満では2割、5億円～30億円未満では5割、規模拡大に伴い増加。



iii. 中小会計要領の導入の可否

導入効果（下記）とメリット（a. 日本公庫や一部民間金融機関の金利優遇、b. 信用保証協会の保証料割引）を踏まえ、導入の可否を再度、聞いたところ、売上高1億円未満では2割弱、5億円～30億円未満では6割の企業が「導入してみたい」と回答（平均値は30%）。



【中小会計要領を導入した経営者から聴取した導入効果】

1. 内部向けの効果

- ①原簿管理をしっかりと行うことが可能となり、大幅なコスト削減ができた。
- ②社内で数字を共有することにより、従業員のコスト削減意識が向上した。
- ③会計専門家と連携して、社員の会計に関するノウハウ・スキルが向上した。
- ④経営計画・戦略立案が活かし、利益率を向上し、不況に強い体質になった。
- ⑤月次試算表や部門別採算を毎月、従業員と共有することで、経営改善ができた。

2. 外部向けの効果

- ①月次の計数管理を通じて、毎月の損益・経営状況が明らかになり、金融機関の信頼性が高まった(有利な金利で融資が受けられた。)
- ②取引先との定期的な懇談会の場で、自社の業績を報告し、信頼関係が強まった。

中小会計要領を知らない企業 (75.6%) のうち、3割が導入効果・メリットを知り、「導入したい」と考えていることが分かった (75.6% × 30% = 22.7%)。

③未導入中小企業 (中小会計要領を知っている) に対する追加調査

i. 調査対象

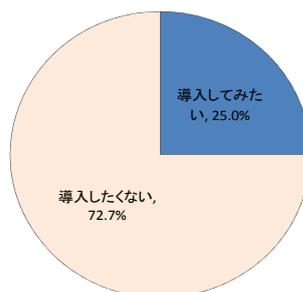
中小会計要領を知っている答えた中小企業 (24.4%) のうち導入していない (14.6%) 先 (24.4% × 14.6% = 3.6%)。

ii. 経営課題の有無

導入していない企業のうち、経営課題がある企業は 8.3% にとどまっている。

iii. 中小会計要領の導入の可否

導入効果とメリットを踏まえた、導入の可否を聞いたところ、25%の企業が「導入してみたい」と回答。



※有効回答：12件

中小会計要領を知っているが導入していないと答えた企業（3.6%）のうち、25%が「導入したい」と考えていることが分かった（ $3.6\% \times 25\% = 0.9\%$ ）。

2. これまでの取り組みの評価と今後の対応

(1) 更なる普及の拡大

中小会計要領の普及状況は、平成27年1月実態調査によれば、これまでの3年間の取り組みによって、中小法人全体の概ね5割まで進んでいることがわかった。

他方、中小会計要領は、小規模事業者を含めた全ての中小法人への適用を目指すものであることから、更なる普及の拡大を目指すため、従前の活動に加えて、一層の工夫や手法の改善等が必要になるものと思われる。

とりわけ、今回の追加調査によって、導入が進んでいない中小企業について、幾つかのカテゴリー別に分類できることがわかった。具体的には、i. 普及が困難な層（業歴が長い、小規模等）、ii. 効率的な普及が見込まれる層（売上規模5億円以上）、iii. 若い世代である。

このため、これらの対象毎に異なるアプローチによるきめ細やかな対応（更なる普及拡大策）が必要となる。

(2) 活用の高度化に向けた取り組み

平成27年1月実態調査によって、税理士・税理士法人の顧問先において、中小会計要領に完全準拠している企業は概ね5割となっている一方、中小企業において、中小会計要領を導入しているとの回答は約1割となっており、中小企業の認識と適用実態との間には大幅な乖離があることも明らかになった。

中小企業の経営環境は、少子高齢化等に伴うマーケットの縮小やグローバル化の進展に伴う競争の激化、原燃料価格の高騰など年々厳しさを増している。

こうした環境の下、中小会計要領の導入及び経営への活用は、経営者が「自社の状況を把握し、自ら外部に経営を語るができるようになる」ことを通じ、自社の経営計画・戦略立案に活かすことや、金融機関や取引先の信頼性が高まることで、中小企業の厳しい経営環境を改善する有効な手段となる。

このため、少しでも多くの中小企業において、経営者が「経営が見える化し、自ら経営戦略に活用することができるようになる」もしくは「会計専門家と十分な意思疎通を図ることで会計を経営に活かすことができるようになる」ため、会計要領を導入するだけでなく経営に活用する「活用の高度化策」にも取り組む必要がある。

こうしたことから、27年度からはじまる3カ年間は、(1) 更なる普及の拡大に取り組むとともに、(2) 活用の高度化を促す取り組みにも注力していくべきではないか。

3. 今後3年間（27～29年度）のアクションプラン

（1）更なる普及の拡大

中小会計要領は、小規模事業者を含めた全ての中小法人への適用を目指すものであることから、更なる普及拡大に向けた取組を行う。

① 経営者に直接、働きかける（自覚を促す）

i. 普及が困難な層への対応

今回の追加調査において、中小企業の中には中小会計要領を導入しにくい層が存在することが分かった。

- ・ 無関心、軽視する層（業歴の長い経営者、高齢の経営者）
長年、経営者のセンスで経営を切り盛りしてきた経験から、会計による経営を受け付けない。
- ・ 必要性を感じない層（小規模企業）
取引先や金融機関等のステークホルダーが少ない小規模企業は、そもそも会計を導入する必要性を感じない。

こうした経営者層に対する有効なアプローチを検討し、対象層毎にきめ細かく対応する。

➤ タイプ別有効策の検討

会計に無関心、軽視する層及び会計の必要性を感じない層に関する実態を把握するため、下記調査を行う。

調査にあたっては、昭和38年より中小企業に対する投資事業を行い、投資先に多くの業歴の長い企業などを有している中小企業投資育成株式会社及び多くの小規模事業者や創業企業に対して事業資金融資などを行っている金融機関と連携し、いくつかの企業をタイプ別に検証することによって、実態を把握する。

こうした調査を踏まえ、タイプ別にアプローチ方法を検討し、普及に取り組む（27年度中に調査、28年度から普及）。

a:業歴の長い企業における適用実態等調査（投資育成）

投資育成の投資先から業績の長い企業をリストアップし、中小会計要領の適用実態等を調査する。

b:小規模事業者に係る実態調査（金融機関）

小規模事業者の意識や金利優遇制度の利用先の財務状況の変化等を金融機関から聴取する。

➤ 導入メリットの検討

小規模事業者に対する導入メリットの付与について、関係課と連携を図りつつ検討を行う。

➤ 民間金融機関における金利優遇の取扱拡大

現在、一部の民間金融機関が実施している金利優遇について、取扱金融機関の拡大に向けた働きかけを行う。具体的には、関係団体などを通して、取り組むよう、働きかける。

ii. 効率的な普及が見込まれる層への対応

今回の追加調査で中小会計要領の導入に高い関心を示した売上高5億円以上の層（約15万社）に対して、集中的に広報を行う。

➤ ダイレクトメールの送付

27年度中に、該当する会社に対して、事例集（※1）や経営者向け事例集活用セミナー（※2）の開催案内等を送付する。

（※1）事例集

昨年度作成した事例集（中小会計要領に取り組む65選）の事例を追加（業種・事業規模）し、導入効果やメリットを分かりやすくまとめる。中小企業庁が事務局となり、編纂委員会を立ち上げ、27年末を目途に作成する。

（※2）経営者向けセミナー

中小会計要領を経営に活用するための経営者向けのセミナーを27年度に開催する。28年度からは、事例集の見方や経営に活用するポイントを分かりやすく説明することとし、各地で開催する（中小機構、日商、全国連）。

- 中小企業実態基本調査による売上高別企業数分布

売上高	1億円以下	1億円超～5億円	5億円超～10億円	10億円超	合計
企業数	993,759	407,900	72,215	67,446	1,541,320
合計に占める割合	64.5%	26.5%	4.7%	4.4%	100%

(出典) 平成25年中小企業基本調査報告書より加工

- 上記分布を、日本の法人企業数(168万社)まで引き延ばした時の売上高別企業数

売上高	1億円以下	1億円超～5億円	5億円超～10億円	10億円超	合計
企業数	1,083,172	444,601	78,713	73,514	1,680,000
合計に占める割合	64.5%	26.5%	4.7%	4.4%	100%

iii. 若い世代への浸透

今後10年間で中小企業の約半数が世代交代を迎えることから、後継者に対する中小会計要領の普及に取り組む。

また、若い創業者に対する普及も併せて実施する。

➤ 後継者及び創業者向けセミナーの開催

27年度に実施する中小機構等が実施するセミナーにおいて、後継者や創業者を対象とするセミナーを開催する。

➤ 後継者研修におけるカリキュラム導入検討

中小大学校が実施する後継者研修において、28年度以降、中小会計要領の普及のためのカリキュラムを導入することを検討する。

上記に加え、国は、中小会計要領の一層の普及のために、政府系金融機関による貸出金利低減策について継続要求を行う。また、保証協会による保証料割引制度についても、中小企業庁から保証協会に対して制度継続に向けた要求を行う。

➤ 財政投融资及び保証料割引制度の継続要求

28年度についても、金利低減策等の継続要求を行う。

②間接的に働きかける（外部から接触）

上記対象層（i. 普及が難しい層への対応、ii. 効率的な普及が見込まれる層への対応、iii. 若い世代）に対して会計専門家、経営相談員が普及を働きかける取り組みも行う。

具体的には、会計専門家や経営指導員が、経営者に対して会計の経営への活用方法を指導するための、事例集や指導の手引き書を作成するとともに、指導者向けの研修を実施する。

➤ 事例集の作成

（再掲）

➤ 事例集の活用に関する指導書の作成

会計専門家や経営指導員が、会計を活用した経営を指導することができるよう、事例集の活用方法や活用時のポイント等をまとめた指導手引き書を作成する。指導書は、中小企業の経営実態や中小会計を熟知している必要があることから、日税連、会計士協会、日商、全国連を中心に指導書作成委員会を立ち上げ、27年度末を目途に作成する。

➤ 指導者向け研修の実施

会計専門家、経営指導員を対象とする指導書を使った経営者へのアプローチに関する研修を28年度から実施する（中小機構）。

(2) 活用の高度化に向けた取り組み

普及拡大策に併せて、中小企業の経営基盤の強化に繋がる会計の活用の高度化を支援するための取り組みを行う。

① 経営者に直接、働きかける（自覚を促す）

i. 経営者が数字で経営を語れるための取り組み

経営者が自社の財務状況を財務諸表によって把握し、外部に正確に情報提供を行うとともに、経営上の判断に会計を的確に活用することができるよう、経営者に直接的に働きかける取り組みを強化する。

また、これまで主に金融借入れ時に利用されてきたチェックシートを、会計専門家と経営者との間のコミュニケーションを図るツールとして利用する取り組みも新たに開始する。

➤ 経営者向けセミナーの開催

(再掲)

➤ 表彰制度創設の検討

中小会計要領を導入し、経営に著しい効果をあげた事業者を表彰する制度の創設を検討する。

➤ チェックリストによるコミュニケーションの円滑化

決算期毎に税理士からチェックリストの所見欄に適用状況等を記載し、経営者と経営改善等に関する意見交換を行う慣行を定着させる取組みを順次開始する。

② 間接的に働きかける（外部から接触）

i. 経営者が数字で経営を語れるための取り組み

会計専門家や経営相談員が中小企業に会計の活用の高度化を指導するための取り組みを行う。

➤ 指導者向け研修の実施
(再掲)

ii. 会計専門家による適切なアドバイスを支援する取り組み

会計専門家が経営者との間で日頃から十分なコミュニケーションを図り、適切なアドバイスを行うことで、経営の高度化に資することが期待される。

指導に際して、指導者向け研修を受講することも有効であると考えられる。

➤ 指導者向け研修の実施
(再掲)

(3) 効果測定（定点観測）及び取組のフォローアップ

27年度から29年度までの間、中小企業及び会計専門家に対して普及実態等に関する定点観測調査を実施する。定点観測調査を踏まえ、上記取組のフォローアップのため、各年度中に中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループを開催する。ワーキンググループでは各機関・団体から取組状況について報告を受け、改善点等について検討を行い、結果を公表する。

なお、定点観測調査では、普及率に加え、経営者の会計に関する意識や経営への活用実態等の定性項目についても聴取する。

- 効果測定（定点観測）及び取組のフォローアップの実施
27年末までに調査項目を確定し、アンケート調査を実施し、年明けにとりまとめを行う。調査結果を踏まえ、27年度中に中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループを開催し、取組のフォローアップを行う。